

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成19年11月改定）
<p>E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>E280 管理，補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）</p> <p> E2800 主として管理事務を行う本社等</p> <p> E2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E281 電子デバイス製造業</p> <p> E2811 電子管製造業</p> <p> E2812 光電変換素子製造業</p> <p> E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）</p> <p> E2814 集積回路製造業</p> <p> E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業</p> <p>E282 電子部品製造業</p> <p> E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業</p> <p> E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業</p> <p> E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業</p> <p>E283 記録メディア製造業</p> <p> E2831 半導体メディア製造業</p> <p> E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業</p> <p>E284 電子回路製造業</p> <p> E2841 電子回路基板製造業</p> <p> E2842 電子回路実装基板製造業</p> <p>E285 ユニット部品製造業</p> <p> E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業</p> <p> E2859 その他のユニット部品製造業</p> <p>E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p> E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>E29 電気機械器具製造業</p> <p> E290 管理，補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）</p>

E2900	主として管理事務を行う本社等
E2909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
E2911	発電用・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
E2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）
E2913	電力開閉装置製造業
E2914	配電盤・電力制御装置製造業
E2915	配線器具・配線附属品製造業
E292	産業用電気機械器具製造業
E2921	電気溶接機製造業
E2922	内燃機関電装品製造業
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
E293	民生用電気機械器具製造業（県最賃適用）
E294	電球・電気照明器具製造業（県最賃適用）
E295	電池製造業（県最賃適用）
E296	電子応用装置製造業
E2961	X線装置製造業
E2962	医療用電子応用装置製造業
E2969	その他の電子応用装置製造業
E297	電気計測器製造業
E2971	電気計測器製造業（別掲を除く）
E2972	工業計器製造業
E2973	医療用計測器製造業（県最賃適用）
E299	その他の電気機械器具製造業（県最賃適用）
E30	情報通信機械器具製造業
E300	管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）
E3000	主として管理事務を行う本社等
E3009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
E3011	有線通信機械器具製造業
E3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
E3013	無線通信機械器具製造業
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
E3015	交通信号保安装置製造業
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302	映像・音響機械器具製造業
E3021	ビデオ機器製造業
E3022	デジタルカメラ製造業
E3023	電気音響機械器具製造業
E303	電子計算機・同付属装置製造業（県最賃適用）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工業若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務